

相模原市外郭団体に係る改革プラン

平成23年10月

相模原市

目次

第1章	趣旨	1
第2章	対象団体	2
1	対象団体	2
2	各団体の設立目的等	3
第3章	対象団体の評価・検証	5
1	外郭団体検討委員会からの提言に基づく基準	5
2	「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」において、第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革を行うに当たり、原則として採算性が無い団体と判断するのが適当であるとされる基準	5
第4章	取組期間	7
第5章	取組方針	7
1	市が外郭団体に求める機能	7
2	指導の視点	7
(1)	自主的、効率的な財政運営	7
(2)	事務事業の見直し	8
(3)	市から外郭団体に委託する事業の見直し	8
(4)	組織、人員体制の効率化	9
(5)	組織の柔軟性の確保	9
(6)	ディスクロージャー（情報公開）の推進	9
(7)	個人情報の保護	10
(8)	ガバナンス体制の構築	10
3	関与の方針	10
(1)	財政的関与	10
(2)	人的関与	12
4	中長期的な経営計画の策定	13
(1)	中長期的な経営計画の策定	13
(2)	経営計画の進行管理	13
5	外郭団体の設立	13
(1)	新規設立の抑制	13
(2)	新規設立に関する留意事項	14
6	外郭団体の統廃合	14
(1)	統廃合の推進	14
(2)	関与の見直し	14

7	指導・支援等のしくみ	1 4
(1)	経営評価システムの推進	1 5
(2)	指導体制の明確化	1 5
(3)	点検・評価	1 5
8	団体の今後の在り方	1 5
9	公益法人制度改革への対応	2 1
10	団体ごとの改革プラン	2 2
	・公益財団法人相模原市都市整備公社	2 2
	・相模原市土地開発公社	2 4
	・公益財団法人相模原市民文化財団	2 6
	・財団法人相模原市体育協会	2 8
	・財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービス センター	3 0
	・公益財団法人相模原しみどりの協会	3 2
	・財団法人相模原市産業振興財団	3 4
	・社団法人相模原市畜産振興協会	3 6
	・社会福祉法人相模原市社会福祉事業団	3 8
	・株式会社さがみはら産業創造センター	4 0
	・公益財団法人相模原市健康福祉財団	4 2
	・社会福祉法人相模原市社会福祉協議会	4 4
	・社団法人相模原市シルバー人材センター	4 6
	・社団法人相模原市防災協会	4 8

第1章 趣旨

本市における外郭団体については、市民ニーズの多様化、高度化の進展に柔軟かつ弾力的に対応するために、様々な分野において必要に応じて、設置・活用がなされ、市民サービスの向上に一定の成果を上げてきたところである。

この様な中、本市では、平成14年度に外郭団体の主体性や自立性に配慮しつつ、市が統一的な視点から各団体を適切に指導・支援するために、「公益法人等に対する指導、支援に関する基本指針」を策定し、市と外郭団体の連携のもと、その活性化に取り組んできた。また、平成16年度から外郭団体の経営改善を促進するため、公益的法人等経営評価システムを導入し、「相模原市公益的法人等経営評価委員会」(平成23年4月「相模原市外郭団体経営検討委員会」に改称。以下「外郭団体検討委員会」という。)を設置し、団体の経営評価を行ってきたところである。

また、国においても、外郭団体の在り方についての検討が進められ、平成20年6月の外郭団体の存廃を含めた抜本的改革に集中的かつ積極的に取り組むように地方公共団体に求める通知(「第三セクター等の改革について」平成20年6月30日付け総財公第112号総務省自治財政局長通知)、公益法人制度改革関連三法^{※1}、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)等により、地方公共団体に対して適切な対応を求めている状況にある。

こうした状況に応えるべく、本市では外郭団体検討委員会が、平成16年度から実施してきた外郭団体の経営評価の実績をもとに、今後の外郭団体の在り方について示した、「相模原市における公益的法人等のあり方について(提言)」を作成し、平成22年3月、市に提言されたところである。

本改革プランは、これまでの外郭団体を取り巻く、経過、背景及び社会経済情勢を踏まえるとともに外郭団体検討委員会からの提言を真摯に受け止め、本市における外郭団体の抜本的改革の方向性について明らかにするものである。

※1 公益法人制度改革関連三法

次の3つの法律の総称をいう。

- ①「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号)
- ②「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成18年法律第49号)
- ③「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第50号)

第2章 対象団体

1 対象団体・・・14 法人

- (1) 市の出資率が4分の1以上の法人^{※2}（地方自治法に基づき、地方公共団体の長等が関与することができる法人。ただし、国又は地方公共団体と共同出資した法人で、国等の出資率が本市の出資率以上である法人は除く。）
- (2) 市の行政を補完する役割を担う法人として市が継続的に人的又は財政的支援を行う必要があると認めた法人で市長が特に指定するもの

区分	出資率	法人名	市出資率(%)
(1)	50%以上	公益財団法人相模原市都市整備公社	100.0
		相模原市土地開発公社	100.0
		公益財団法人相模原市民文化財団	100.0
		社会福祉法人相模原市社会福祉事業団	100.0
		公益財団法人相模原しみどりの協会	97.8
		社団法人相模原市畜産振興協会 ^{※3}	60.0
	25%以上 50%未満	公益財団法人相模原市健康福祉財団	49.7
		株式会社さがみはら産業創造センター	47.4
		財団法人相模原市体育協会 ^{※3}	44.1
		財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター ^{※3}	40.0
財団法人相模原市産業振興財団 ^{※3}		40.0	
(2)	出資なし	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会	
		社団法人相模原市シルバー人材センター ^{※3}	
		社団法人相模原市防災協会 ^{※3}	

※2 市の出資率が4分の1以上の法人を対象とする地方自治法上の位置づけ

出資率	地方自治法上の根拠条文
50%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の執行に関する長の調査権等（地方自治法第221条第3項） ・ 長の議会に対する経営状況の提出義務（地方自治法第243条の3第2項）
25%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査委員の監査（地方自治法第199条第7項） ・ 包括外部監査契約に基づく外部監査人の監査（地方自治法第252条の37第4項） ・ 個別外部監査契約に基づく外部監査人の監査（地方自治法第252条の42第1項）

※3 特例民法法人

平成20年12月1日の新公益法人制度施行日に、公益法人（社団法人・財団法人）であったものは、平成25年11月30日までの5年間は特段の手続をとることなく特例民法法人として存続することが認められている。この期間中に公益社団法人・公益財団法人又は一般社団法人・一般財団法人に移行の手続きをしていない法人は、解散したものとみなされる。

2 各団体の設立目的等

No.	法人名	設立目的等
1	公益財団法人相模原市都市整備公社	<p>誰もが安全で安心して心豊かに暮らせるまちづくりを推進するため、都市施設及び都市環境の整備に関する事業等を行い、もって地域社会の健全な発展と市民の福祉の向上に寄与することを目的として、平成23年4月1日に財団法人相模原市都市整備公社を名称変更し、公益財団法人に移行したことにより設立。</p> <p>前身の、財団法人相模原市都市整備公社は、相模原市開発公社として昭和37年に設立し、昭和49年に名称変更したもの。</p>
2	相模原市土地開発公社	<p>「公有地の拡大の推進に関する法律」（昭和47年法律第66号）に基づき、市の公共用地の取得、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的として、昭和49年4月設立。</p>
3	公益財団法人相模原市民文化財団	<p>文化を身近に感じることのできる環境づくりを進めることにより、潤いに満ちた市民生活の創造と豊かで彩りのある地域社会の形成に寄与することを目的として、平成23年4月1日に財団法人相模原市民文化財団を名称変更し、公益財団法人に移行したことにより設立。</p> <p>前身の、財団法人相模原市民文化財団は、平成元年4月に設立。</p>
4	財団法人相模原市体育協会	<p>相模原市民のスポーツ活動を振興し、もって心身ともに健康で明るい市民生活の形成に寄与することを目的として、平成元年10月設立。</p> <p>前身は、市体育連絡協議会（任意団体）。</p>
5	財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター	<p>市内の中小企業勤労者を対象に、自己啓発等に関する事業等を総合的福祉事業として行うことにより、中小企業の振興等に寄与することを目的として、平成2年4月設立。</p> <p>前身は、中小企業勤労者の福祉向上のため組織されていた中小企業共済会（任意団体）。</p>
6	公益財団法人相模原市みどりの協会	<p>市民の緑化意識を高め、市民総ぐるみによる都市緑化の推進及び緑地等の保全を図るとともに、公園緑地の円滑な運営及び健全な利用の増進を図ることにより、みどり豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的として、平成23年6月1日財団法人相模原市みどりの協会を名称変更し、公益財団法人に移行したことにより設立。</p> <p>前身の、財団法人相模原市みどりの協会は、平成4年8月に設立。</p>
7	財団法人相模原市産業振興財団	<p>社会経済の国際化及び情報化並びに技術革新の進展に対応するため、産業振興に係る各種フェア等の開催や各種産業経済情報の収集等を行うことにより市内産業の振興に寄与することを目的として、平成4年8月設立。</p>

8	社団法人相模原市畜産振興協会	市内における畜産振興及び畜産物生産者の経営安定に資するため、営農指導、畜舎の環境整備を行い、畜産の総合的事業展開と地場畜産物の消費拡大に寄与することを目的として、(社)相模原市畜産物価格安定基金協会と相模原市畜産会を統合して、平成6年4月設立。
9	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団	「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準」に基づき、公の施設(障害者支援センター松が丘園)の管理を目的として、平成6年4月設立。現在は市と連携し、社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的としている。
10	株式会社さがみはら産業創造センター	「新事業創出促進法」に基づき、新規創業、新分野進出を支援するとともに、産学連携を推進し、地域中小企業の活性化を図ることを目的として、平成11年4月設立。
11	公益財団法人相模原市健康福祉財団	市、相模原市医師会、相模原市病院協会、県看護協会との提携及び協調のもとに、看護師及び他の医療従事者の養成等に関する事業を行うことにより、市の医療供給体制の充実を図り、もって市民の健康の保持増進に寄与することを目的として、平成23年2月10日に一般財団法人相模原市健康福祉財団を名称変更し、公益財団法人に移行したことにより設立。 前身の、一般財団法人相模原市健康福祉財団は、平成22年4月設立。
12	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会	「社会福祉法」に基づき、市社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、昭和43年12月設立。
13	社団法人相模原市シルバー人材センター	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、働く意欲をもつ高齢者の希望に応じた就業機会を確保することにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、昭和63年4月設立。 前身は、生きがい事業団(任意団体)。
14	社団法人相模原市防災協会	火災や地震等による災害から市民の生活を守るため、消防及び防災に関する知識の普及等を行うことにより、防火及び防災の管理体制の充実・強化を図り、社会、公共の安全及び福祉の向上に寄与することを目的として、平成9年4月設立。 前身は、相模原市防災協議会(任意団体)。

第3章 対象団体の評価・検証

各外郭団体の改革の方向性の検討に資するため、外郭団体検討委員会からの提言を受け、各団体の経営状況等について次の2つの評価基準により再検証を行った。

1 外郭団体検討委員会からの提言に基づく基準

- (1) 所期の目的が達成されているもの又は設立意義が薄れているもの
- (2) 事業の必要性が低下しているもの又は著しい減少が見込まれるもの
- (3) 小規模で経営基盤がぜい弱なもの
- (4) 類似の機能を持つ外郭団体と統合することにより、経営安定性の向上、事業の発展性が期待できるもの
- (5) 業務の大部分について、民間への移管が可能であり、残存業務では、独立した外郭団体として存続が困難なもの

2 「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(平成21年6月23日付け総財公第95号総務省自治財政局長通知。以下「改革等に関する指針」という。)において、第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革を行うに当たり、原則として採算性が無い団体と判断するのが適当であるとされる基準

団体の経営状況が著しく悪化している場合には、将来的に本市の財政に深刻な影響を及ぼすことが予想されることから、評価基準の1つとした。

- (1) 損失補償を行っている第三セクター等^{*4}(地方道路公社及び土地開発公社を除く。)で、損失補償債務等負担見込額の算定基準における標準評価方式において損失補償債務がB～Eと評価されたもの、又は個別評価方式においてその算入割合が30%以上とされたもの
- (2) 損失補償を行っていない第三セクター等(地方道路公社及び土地開発公社を除く。)で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 経常収支が赤字のもの。地方公共団体から補助金等の財政援助を受けている場合は、当該財政援助の額を控除の上、判断すること。
 - イ 債務超過であるもの。含み損のある資産を保有している場合は、当該含み損を反映の上、判断すること。
 - ウ 債務の元利償還がある場合、当該償還費の10%以上を地方公共団体からの補助金又は実質的な新規貸付金等の財政支援に依存しているもの。
- (3) 地方道路公社(本市には、地方道路公社はない。)料収入が管理運営費(借入金利息を含む。)に満たない不採算路線を有するもの
- (4) 土地開発公社債務保証又は損失補償を付した借入金によって取得された土地で保有期

間が5年以上であるものを保有しているもの、又は保有している資産を時価評価等した場合に実質的に債務超過であると認められるもの

※4 第三セクター等

第三セクター（地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに会社法法人をいう。）及び地方公社、並びに地方公共団体が損失補償等の財政援助を行っている法人その他地方公共団体がその経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人

評価基準該当一覧

法人名	該当項目	該当数	1					2					
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)			(3)	(4)
									ア	イ	ウ		
(公財) 相模原市都市整備公社		1				●		—	—	—			—
相模原市土地開発公社		2		●				—	—	—			●
(公財) 相模原市民文化財団		1						—	●				—
(社福) 相模原市社会福祉事業団		1				●		—					—
(公財) 相模原市みどりの協会		2				●		—	●				—
(社) 相模原市畜産振興協会		4	●	●	●			—	●				—
(株) さがみはら産業創造センター		0						—					—
(財) 相模原市体育協会		1						—	●				—
(財) 相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター		1						—	●				—
(財) 相模原市産業振興財団		5	●		●	●	●	—	●				—
(社福) 相模原市社会福祉協議会		2				●		●	—	—	—		—
(社) 相模原市シルバー人材センター		1						—	●				—
(社) 相模原市防災協会		3	●		●			—	●				—

第4章 取組期間

外郭団体の改革にあっては、中長期的視点に立った適正な法人運営を促す必要があるとともに、各団体の今後の事業展開が市行政と一体不可分な関係にあることを考慮し、新・相模原市総合計画の計画期間に合わせて、平成23年度から平成31年度までの9年間を取組期間とする。

なお、平成25年11月の公益法人制度改革移行期限に鑑み、平成23年度から平成25年度までの3年間を重点取組期間として位置づけ、特に「外郭団体の統廃合」、「派遣職員の引揚げ」、「委託事業の見直し」、「再委託事業の見直し」、「補助金の見直し」、「公益認定取得」に関する項目について重点的に取り組むこととする。

○取組期間 平成23年度～平成31年度（9年間）

※ このうち平成23年度から平成25年度までの3年間を重点取組期間とする。

第5章 取組方針

1 市が外郭団体に求める機能

市は、高い公益性が求められる外郭団体の特性を十分認識した上で、外郭団体に次に掲げる機能を求めることとする。

- (1) 市が施策等を企画・立案するに際し、専門的ノウハウを生かすとともに、関連した提案・助言を行うなどの「行政支援機能」
- (2) 団体の性質を生かし、経済状況の変化や制度・規制の変化に、柔軟かつ迅速に対応を行う「機動力機能」
- (3) 市民、地域団体、民間企業及び行政が協働で行う事業を推進する際の「コーディネート機能」
- (4) 市が施策を推進するにあたり、施策を補完する事業の実施や、民間企業、非営利法人（NPO法人など）との協働、民間企業等に委ねることが困難な事業の実施等、「行政の補完機能」

2 指導の視点

外郭団体にあっては、従来にも増して自主性、自立性を発揮し、円滑な法人運営を実現していくことが求められているところであるが、団体への出資者としての市の責務として次の事項に留意し、適切な指導を行うこととする。

(1) 自主的、効率的な財政運営

ア 制度上認められる収益事業や寄附金の募集等を積極的に実施し、独自財源の確保に努め、市からの補助金や業務委託等に依存することのない安定的な法人運営に向けた財務体質の改善を進める。

イ 資金の管理運用に当たっては、管理運用基準を策定する等により、資金管理体制を明確化し、元本の保全、運用の効率化、意思決定過程の透明化を図り、安全かつ適切に運用する。

ウ 資金の借入れについては必要最小限度に留め、借入れに際しては確実・適切な返済計画を策定するとともに、低利資金の確保等、後年度における金利負担の軽減に充分留意する。

エ 管理経費の総支出額に占める割合は、過大なものとならないようにし、可能な限り2分の1以下とする。また、人件費の管理経費に占める割合についても、適正な範囲に留めて、運営を圧迫することがないようにする。

⑤^{※5} オ 指定管理者業務に係る経費（人件費、物件費）については、その性質上、市補助金は充当しないこととする。

※5 項目名の左に ⑤ とあるのは、平成23年度から平成25年度までの3年間の重点取組期間中に特に重点的に取り組む事項を示す。

(2) 事務事業の見直し

ア 民間企業や非営利法人で代替可能な事業については、極力抑制するとともに、事業を再構築することで民間活力の活用と市民協働の推進を図る。

イ いわゆるP-D-C-Aサイクルに基づき、事業の内容や実施方法、もたらされる効果を検証し、その結果を踏まえた見直しを行い、事業効果を高める。

ウ 事務事業、受託事業を外部へ委託する場合には、委託の適否について十分な検討、評価を行うとともに、その必要性、積算方法、契約方法等を常に見直し、透明性の確保とコストの縮減を図る。

エ 事務改善提案制度を導入するなど、効果的事務改善を推進する。

オ 文書の電子化を進めることにより、ペーパーレス化を推進し、より効率的な事務運営を目指す。

カ 低公害車の導入等、地球環境の保全の観点から各種事業を見直し、団体自ら環境負荷の低減に取り組む。

(3) 市から外郭団体に委託する事業の見直し

⑤ ア 「随意契約適正執行のための指針」(平成22年4月1日施行)に則し、外郭団体に業務委託をする場合には、原則として競争入札を実施することとし、やむを得ず例外的に随意契約を行った場合には、市はその理由を公表することとする。

- ① イ 市から外郭団体への委託事業について、特に再委託率が高い業務及び人件費率の高い業務については、市は再委託業者への業務の直接発注に努める。

なお、業務の一部を再委託する場合には、事前に市の承諾を得ることとする。

(4) 組織、人員体制の効率化

ア 対象とする顧客層を明確にするとともに、満足度を向上させるために必要な自主事業の効率化を図ることにより、組織の簡素化、人員の抑制に努める。

イ 職員の任用については、多様な形態の職員の活用を基本とする。

ウ 市からの派遣職員の段階的な削減と併せ、組織運営の中核的な役割を担う固有職員の確保に努める。

エ 職員の雇用形態（固有職員、嘱託職員、非常勤職員等）に応じた職務分担を明確化するとともに、評価制度の導入等を通じて職員のモチベーションの維持・向上を図るなど、評価と連動した職員の処遇体制を構築する。

オ 職員の給与については、団体の業務内容、経営状況等を踏まえた水準にするとともに、成果主義、能力主義等に基づく評価の導入を促進する。

カ 意思決定の迅速化や責任所在の明確化、弾力的な事務処理を可能とするための組織作りとして、各部門に一定の権限を移譲するための検討を進めるとともに、効率的な組織運営に努める。

キ 運営の中心となる固有職員育成のため、研修制度の充実を図るとともに、固有職員の従業員満足度が向上するための取組みを進める。

(5) 組織の柔軟性の確保

ア 本改革プランの対象団体からなる「相模原市公益的法人等連絡会」を積極的に活用し、事業の共同実施等、柔軟な法人運営や事業展開に向けた団体間相互の情報交換に努め、連携を推進する。

イ 固有職員の採用事務の一元化や団体間における人事交流（在籍出向等）の制度の構築に努める。

ウ 外郭団体の中核を担う固有職員の育成を目的として、その具体化を図るための組織の検討を進める。

(6) ディスクロージャー（情報公開）の推進

ア 外郭団体の事業活動等に係る情報については、市民が求めている情報の把握・発信に努めるとともに、日頃の活動成果も含め、情報紙の発行やホームページ等、各種メディアを活用することにより、積極的な発信に努める。

イ 外郭団体の事業活動及び財務等に関する資料と併せ、職員数や職員の給与に関する情報についても、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、ホームページ等により広く公開する。また、不祥事が発生した際には速やかな公表を行い、再発防止に努める。

(7) 個人情報の保護

個人情報については、個人情報の保護に関する法律のほか、個人情報の本人収集の原則、取扱制限情報の取扱い等、相模原市個人情報保護条例の趣旨に則り、万全の保護が図られるよう必要な措置を講ずる。

(8) ガバナンス体制の構築

ア 不正行為の防止等、団体の内部牽制機能^{けん}として、公益通報者保護法に基づく通報窓口の整備を行うなど、コンプライアンス（法令遵守）の取組みを強化する。

イ 随意契約のガイドライン等の整備に努める。

3 関与の方針

外郭団体は独立した事業主体であることから、個々の団体に求められる役割や公益性を発揮するために必要な事業を対象として、財政的・人的側面からその自主性や経営努力の意欲を失わせない範囲で適切な関与を行う。

(1) 財政的関与

① ア 市は、外郭団体の管理運営費及び外郭団体が主体となって実施する事業について、その公益性から、団体の申請に基づき必要に応じて補助金を交付してきたところである。補助金の交付に当たっては、今後も引き続き「公益性」について厳格な審査を行い、収益事業に対する補助金は、交付しないこととする。

なお、団体の管理運営に係る経費に対する補助金については、抑制を図ることとする。

イ 市委託事業における外郭団体の活用は、各団体が保有する経営資源を活用し、効率的・効果的なサービスの提供等が図られる場合に限ることとする。

② ウ 固有職員や嘱託職員の給与等に対する補助については、業務内容に応じた補助（事業費補助）を行うこととし、補助額の適正化を図る。

なお、市は、補助を行うための人件費基準を検討する。

エ 資金調達に関する債務保証（損失補償）や貸付金の支出については、原則として行わない。ただし、やむを得ず行う場合は、その内容や必要性、返済の見込みとその確実性、最終的なリスク負担をあらかじめ明らかにする。

なお、貸付金については、市場の貸付金利や預金金利等を勘案し、適切な利息を徴収することとする。

オ 団体の経営努力により収益が上がった場合や事業費が削減された場合には、団体自らが、その成果（剰余金）を、市民サービス向上のための公益事業等に還元していくものとする。

① 重 カ 特例民法法人のうち、平成25年11月までに公益社団法人又は公益財団法人に移行できなかった団体にあつては、団体の管理運営に係る経費は、原則として補助の対象とはしないものとする。

キ 外郭団体のうち、公益法人における「いわゆる内部留保」の適正基準としては、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定。以下「指導監督基準」という。）及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ。以下「運用指針」という。）において、原則として一事業年度における「事業費」、「管理費」及び「当該団体が実施する事業に不可欠な固定資産取得費」の合計額の30%以下であることが望ましいとされている。こうしたことから、「いわゆる内部留保」が30%を超えている団体については、個別に検証を行い、基本財産への繰入れや公益事業の拡大等による超過分の解消に努めることとする。また、団体の財務状況を勘案し、補助金の必要性等について見直しを行う。

なお、団体が保有している基金のうち、運用指針における「事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができないもの」以外の基金は、「いわゆる内部留保」として取り扱うこととする。

ク 公益法人制度改革により、法人税法上、公益性について一定の整理^{※6}がなされたことから、公有財産の使用について、非営利型法人を除く、一般社団法人・一般財団法人及び株式会社に対する無償・減額措置は講じないこととする。

※6 法人税法上の公益性についての一定の整理

公益法人制度改革に伴い、税制改正が行われ、一般社団法人・一般財団法人のうち、主たる事業として収益事業を行わない、剰余金を分配しない旨の定めが定款にあるなどの要件を満たした非営利性が徹底された法人及び会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる事業として収益事業を行わないことなどの要件を満たした共益的活動を目的とする法人は、収益事業に対してのみ課税されることとなった。

なお、特例民法法人は、法人税法上、公益社団法人・公益財団法人としてみなされ、税法上の収益事業に対してのみ課税される。

(2) 人的関与

① ア 市派遣職員

外郭団体の自主・自立化を一層進める観点から、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく市派遣職員については、原則として平成24年度末までに全員を引き揚げる。

なお、引揚げが完了するまでの間、指定管理者業務及び市からの委託事業については、民間事業者とのイコール・フッティングの観点から、市職員の従事を原則禁止することとする。この場合において、真にやむを得ない理由により従事せざるを得ない場合にあっては、市補助金の精算を行うこととする。

イ 団体固有職員

団体が固有職員を新たに採用する際には、事前に市と協議を行い、その必要性が認められる場合に限り、最小限の採用を認めることとする。

ウ 役員就任

(ア) 市の特別職の外郭団体の役員への就任は、原則として行わない。

(イ) 市職員の団体役員への就任は、市が出資者として外郭団体の設立に関与しており、団体の健全な経営体制に主体的な役割を果たさなければならないことや今後も市としての責務を明確にするため、引き続き市の職員が団体の役員等として就任することにより、法人運営の責任を果たすこととする。ただし、その就任については、団体の事業活動の公共性、公益性を十分に確保するため、市が一定の関与を必要とするものに限ることとし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第11号の規定に鑑み、相模原市土地開発公社を除き、市職員の理事職への就任割合は、3分の1以内とする。

また、監事職については、団体の役員として、法人運営が適正に行われるための重要な職責を担うことから、新たな公益法人制度では、従来と比較して、その役割と責任が強化されている。こうしたことから、適切なガバナンスを確保し、外郭団体の自主的・自立的経営を一層促進するため、相模原市土地開発公社を除き、市の職員の就任は、原則として行わない。

(ウ) 団体における役員登用について、次の留意点を示すことにより、団体の健全な管理運営を促進する。

- ・ 理事、評議員、監事の職に求められる責任を十分考慮した上での、適格な人材の登用
- ・ 企業経営に精通した人材の積極的登用

- ・ 理事長や代表取締役等経営責任層の常勤化
- ・ 男女共同参画社会の実現に向けた、女性役員の積極的登用

4 中長期的な経営計画の策定

市民ニーズや経営環境等外郭団体を取り巻く環境は、急速に変化している。

外郭団体は、現在及び将来予想される課題を明らかにし、中長期的視点に立った経営に努める必要があるため、経営計画を策定し、それに基づいた経営を行う。

(1) 中長期的な経営計画の策定

社会経済情勢の動向等を的確に捉えた上で、外郭団体のミッション（使命・役割）及びビジョン（外郭団体の将来のあるべき姿）を描いた中長期的な経営計画を策定し、その着実な実施に努める。

なお、経営計画の策定に当たっては、実際にサービスを楽しむ市民の視点で、事業の活動量や収益性等の項目だけでなく、満足度や利用度等の視点に立った成果指標を設けるなど、数値化した目標を設定するものとする。また、既に経営計画を策定し、運用している団体にあつては、引き続き適正な経営に取り組むこととする。

(2) 経営計画の進行管理

定期的に経営状況、事務事業の評価を行い、経営計画と実績に乖離^{かい}が出た場合には、必要な措置を講じるとともに、速やかに経営計画の見直しを図る。また、経営計画の内容、実績等その進捗状況については、ホームページ等を活用して毎年度公開する。

5 外郭団体の設立

外郭団体の設立については、市と民間事業者との役割分担を明確にした上で、既存の外郭団体の活用について慎重に検討した上で判断する。

(1) 新規設立の抑制

新規の外郭団体の設立は、原則として行わない。

なお、やむを得ない事由により、新設を要する場合は、次に掲げる基準を満たした上で設立することとする。

ア 新設しようとする外郭団体について、市が求める機能及び市民サービス向上が図られる事項が明確化されていること。

イ 外郭団体に事業を担わせることで、市が直接実施するより高い事業効果を見込めること。

ウ 民間企業や非営利法人等の活用の可能性がないこと又は活用の可能性がある場合においても費用対効果、施策推進効果等について外郭団体が優れていること。

エ 既存の外郭団体では当該業務を担うことができないこと。

(2) 新規設立に関する留意事項

外郭団体の設立に当たっては、「改革等に関する指針」中「第4 第三セクター等の設立に関する留意事項」を踏まえるとともに、地方自治法上の規定において、市が経営状況等へ関与することが認められている条件に該当する団体については、事前に外郭団体検討委員会の意見を聴いた上で、設立の是非を決定することとする。

6 外郭団体の統廃合

今後の外郭団体の在り方や必要性を見直し、これまで各団体が行ってきた事業がより効果的・効率的に実施できる適切な法人体制の構築に努める。

① (1) 統廃合の推進

市民サービスの向上を図るとともに、経営基盤の強化、社会経済情勢の変化に伴う市民ニーズへの対応等の観点から、団体の在り方について次の基準により常に見直しを行うことにより、廃止又は統合の検討を進めることとする。

ア 所期の目的が達成されているもの又は設立意義が薄れているもの

イ 事業の必要性が低下しているもの又は著しい減少が見込まれるもの

ウ 小規模で経営基盤がぜい弱なもの

エ 類似の機能を持つ外郭団体と統合することにより、団体経営安定性の向上、事業の発展性が期待できるもの

オ 業務の大部分について、民間企業等への移管が可能であり、残存業務では、独立した外郭団体として存続が困難なもの

カ 団体の経営状態が著しく悪化しているもの

(2) 関与の見直し

外郭団体としての存続の必要性はあるが、市との関連性が薄れた団体は、市の財政的・人的関与の廃止や、他の出資等を募り市の出資比率を下げるなど、市の関与の度合いを低減し、自立化を促進する。

7 指導・支援等のしくみ

外郭団体にあっては、効率的な法人運営に努めるほか、本改革プランの確実な実施が求められることから、市との密接な連携を保ちながら、経営評価システム等を適切に活用し、健全な法人運営に努める。

(1) 経営評価システムの推進

市は、外郭団体の経営の効率性・健全性の確保に向けて、各外郭団体の経営状況を分析し、評価する経営評価システムを今後も引き続き推進する。

(2) 指導体制の明確化

ア 外郭団体の指導は、所管課が行う。

所管課は、市と外郭団体とは対等な立場であることを十分認識した上で、所管する外郭団体との密接な連携のもと、事業運営、経営状況を常に把握するとともに、本改革プラン及び「指導監督基準」、「第三セクターに関する指針」(平成11年5月20日付け自治政第45号自治大臣官房総務審議官通知)、「改革等に関する指針」等に基づき、適切な指導を行う。

なお、全市的な観点からの外郭団体に対する指導、支援に係る調整は、経営監理課が行う。

イ 外郭団体相互の課題調整や共通認識のための情報交換等は、引き続き「相模原市公益的法人等連絡会」を活用して行う。

ウ 本改革プランに基づく外郭団体に係る改革の進行管理については、原則として、各団体の所管課が行う。

(3) 点検・評価

外郭団体の在り方全般の調整状況について、経営監理課がとりまとめ、毎年度外郭団体検討委員会へ報告し、点検・評価を実施する。

8 団体の今後の在り方

各団体の今後の在り方については、次のとおりとする。

なお、公益財団法人相模原市健康福祉財団は、平成22年度は具体的取組み実績がないことから、平成23年度からを評価対象とする。

また、各団体ごとの改革に向けた詳細は「10 団体ごとの改革プラン」に記載のとおり。

(1) 解散に向けた具体的な手続を進める団体（1法人）

■ 社団法人相模原市畜産振興協会

(2) 自立化に向けた検討を進める団体（1法人）

■ 公益財団法人相模原市都市整備公社

(3) 団体の在り方について検討を進める団体（1法人）

■ 相模原市土地開発公社

(4) 団体の在り方について具体的な目標を定め取組みを進める団体（3法人）

- 公益財団法人相模原市みどりの協会
- 財団法人相模原市産業振興財団
- 社団法人相模原市防災協会

(5) 引続き経営の効率化に取り組む団体（7法人）

- 公益財団法人相模原市民文化財団
- 財団法人相模原市体育協会
- 財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター
- 社会福祉法人相模原市社会福祉事業団
- 株式会社さがみはら産業創造センター
- 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
- 社団法人相模原市シルバー人材センター

○ 解散に向けた具体的な手続を進める団体（1法人）

団体名	方針	理由	方針に向けたプロセス
社団法人相模原市畜産振興協会	解散	<p>食の安全の確保や食肉の安定供給の視点からその機能は重要である一方、賛助会員数の減少が進むとともに、事業費の大半を助成金及び薬剤購入費が占めている状況に鑑み、社団法人としての運営は厳しい現状にある。</p> <p>現状における経営状況は、市からの補助金収入により賄われている状態であり、賛助会員数が減少傾向にある中で、今後の経営改善は困難であるとともに、公益認定についても、現時点では認定取得の見込みが明確では無い。</p>	平成24年度末までに解散する。

○ 自立化に向けた検討を進める団体（1法人）

団体名	方針	理由	方針に向けたプロセス
公益財団法人相模原市都市整備公社	自立化	<p>これまで、公共施設の取得や建設、管理運営等、市の都市環境整備に必要な事業を実施し、今日の都市基盤の整備に重要な役割を担ってきた。</p> <p>現在も高い公益性を有しているが、指定管理者業務が多くを占めるなどの将来に向けた課題もある。一定の収益力もあるため、今後、より一層の経営効率化を図るとともに、市民サービスの向上に資する形で自主・自立化に向けた検討が求められている。</p>	引き続き経営改善を進めるとともに、平成28年度を目途に自立化を推進する。

○ 団体の在り方について検討を進める団体（1法人）

団体名	方針	理由	方針に向けたプロセス
相模原市土地開発公社	団体の在り方の検討と方針決定	公共事業用地の先行取得を柔軟に行うことで、各種事業の推進に役立ってきた経過があり、また、さがみ縦貫道路インターチェンジ関連の各種事業が計画されているため、当面は必要であるが、長期的には団体の在り方について検討が求められる。	平成23年度に策定を予定する経営計画に基づき、保有資産の圧縮を進めるとともに、団体の将来の在り方について平成25年度までに方針を決定する。

○ 団体の在り方について具体的な目標を定め取組みを進める団体（3法人）

団体名	方針	理由	方針に向けたプロセス
公益財団法人相模原市みどりの協会	経営改善目標達成状況に基づく、方針の決定	緑化意識の普及啓発や都市緑化推進等、緑化への取組み向上の視点で一定の役割を果たしているが、当期収入の86%以上（平成21年度決算）が市からの委託料及び補助金により賄われている点や正規職員数等の組織体制面で将来的課題がある。これらの課題解決に向けた具体的目標を定め、経営の改善等に向けた取組みを進める必要がある。	現在検討を進める（公財）相模原市都市整備公社との事業の共同実施や連携等の検討結果に基づき、平成23年度に経営改善目標を設定する。目標達成状況を踏まえ、平成26年度に団体の在り方について方針を決定する。
財団法人相模原市産業振興財団	経営改善目標達成状況に基づく、方針の決定	当期収入の多くが市からの委託料及び補助金により賄われており、自主財源比率が6%程度（平成21年度決算）に留まる。これらを踏まえ、現在、業態改変を目指した検討を進めており、その結果を踏まえて具体的目標を定め、経営の改善等に向けた取組みを進める必要がある。	平成22年度に行った団体の在り方検討の結果に基づき平成23年度に目標を設定する。目標達成状況を踏まえ、平成26年度に団体の在り方について方針を決定する。
社団法人相模原市防災協会	経営改善目標達成状況に基づく、方針の決定	防災意識の啓発に向けた具体的活動実態の成果は認められるものの、現在、市消防局との役割分担等について、在り方の検討を進めており、その結果を踏まえて具体的目標を定め、経営の改善等に向けた取組みを進める必要がある。	平成22年度に行った団体の在り方検討の結果に基づき平成23年度に目標を設定する。目標達成状況を踏まえ、平成26年度に団体の在り方について方針を決定する。

○ 引続き経営の効率化に取り組む団体（7法人）

団体名	方針	理由	方針に向けたプロセス
公益財団法人相模原市民文化財団	経営改善	市における文化芸術事業の中心的役割を担っており、指定管理者として、文化会館をはじめとした市内5施設の管理運営を行っている。当期収入に占める補助金及び委託料の割合は64.4%（平成21年度決算）であることから、ソフト事業の展開等団体の自主事業の充実を図り、自立的な法人運営に努める必要がある。	平成23年度中に経営計画の見直しを行う。
財団法人相模原市体育協会	経営改善	スポーツ大会の実施等、各種目団体との連携を図りながら多様なスポーツ振興施策を展開し、市民の心身の健康増進に寄与してきた。当期収入に占める補助金及び委託料の割合は90.0%（平成21年度決算）であり、当期収入に対する自主事業収入は6.7%と低率である。また、当期収入に対する会費収入にあっては、0.3%であることから、自主事業比率を高めることや企業賛助会員を積極的に募り自立した法人運営を目指す必要がある。	平成23年度中に経営計画の見直しを行う。
財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター	経営改善	中小企業勤労者のためのレクリエーション事業、共済給付事業や指定厚生施設の充実等の事業を実施している。会員満足度の向上に向けたソフト事業に重点を置いた事業運営へシフトするため、勤労者総合福祉センター（サン・エールさがみはら）の指定管理者について、次期募集時までには検討を行う。	経営計画に基づき、経営の効率化を推進する。

<p>社会福祉法人相模原市社会福祉事業団</p>	<p>経営改善</p>	<p>障害者支援センター松が丘園の受託運営を主たる業務として行っており、市における障害福祉事業の一翼を担ってきたが、今後、当該施設の指定管理者募集に仮に公募制が導入された場合、民間事業者との競争下に置かれることが予想されるなど課題があることから、より効率的・効果的な自立運営を進める必要がある。</p>	<p>経営計画に基づき、経営の効率化を推進する。</p>
<p>株式会社さがみはら産業創造センター</p>	<p>経営改善</p>	<p>新規創業者及び新分野進出を目指す中小企業の支援を行い、本市、経済分野の将来成長に向けた先行投資的な役割を担っている。株式会社という形態による経営を進めているが、これまで出資者に対する株主配当が2回に留まっていることや、実施事業の内容が公益事業に該当するものであると考えられることから、最適な法人形態について引き続き検討を進める必要がある。</p>	<p>経営計画に基づき、経営の効率化を推進するとともに、最適な法人形態について検討をする。</p>
<p>社会福祉法人相模原市社会福祉協議会</p>	<p>経営改善</p>	<p>市における社会福祉事業の中心的役割を担っており、今後とも当団体が果たすべき役割は重要である。 しかしながら、当期収入の72%以上（平成21年度決算）が市からの委託料及び補助金により賄われていることから、より効率的・効果的な自立運営を進める必要がある。</p>	<p>経営計画として策定した強化発展計画に基づき、経営の効率化を推進する。</p>

社団法人 相模原市 シルバー 人材セン ター	経営改善	高齢化社会が進展する中、高齢者の社会進出、生きがいの充実等、当団体が果たすべき役割はますます拡大していくものと考えられる。会費収入については、当期収入に対する割合が0.5%以下（平成21年度決算）と低率なので、会員の増強方策について検討すべきであり、更なる経営改善のための経営計画の見直し、一層の自立した運営への取り組みが求められる。	平成24年度中に経営計画の見直しを行う。
------------------------------------	------	---	----------------------

⑨ 9 公益法人制度改革への対応

公益法人制度改革の対象となる法人（特例民法法人）は、平成25年11月30日までに公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人に移行の手続（認定又は許可）をしなければ、自動的に解散となる。公益法人制度改革関連三法は、民法で定められた公益法人制度を抜本的に見直したものであり、「民間による非営利の活動を活発にし、民による公益を増進する」ことを目的としている。

本市においても、既に3団体が公益認定を取得しているところであるが、本改革プランで対象とする外郭団体のうち他の6団体についても公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人のいずれか又は解散を選択することとなるが、本来、各団体は市とは独立した団体であることから、公益法人制度改革への対応についても、各団体の自己責任のもと、決定する必要がある。

一方、本市における外郭団体は、行政の補完機能等としての活動も有している実情に鑑み、可能な範囲において、原則として「公益認定」を目指すこととする。

なお、市は各団体が適切な法人形態を選択するに際して、支援を行う視点から、相談体制の充実や、各種情報提供に努めるなど、積極的な関与を引き続き行うこととする。

10 団体ごとの改革プラン

公益財団法人相模原市都市整備公社

設 立	平成23年4月	所管課	総務局 総務部 総務法制課				
設立目的 (定款上)	誰もが安全で安心して心豊かに暮らせるまちづくりを推進するため、都市施設及び都市環境の整備に関する事業等を行い、もって地域社会の健全な発展と市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。						
基本財産	2,000千円	市出資額 (市出資率)	2,000千円 (100%)				
役員及び職員 の状況 (H23.4.1現在)			常勤	非常勤	計		
	役員数			2人	10人	12人	
		うち市OB			1人	0人	1人
		うち市職員			1人	2人	3人
	職員数	法人正規採用	市派遣職員	その他		計	
28人		3人	120人		151人		
財政等の状況			平成19年度	平成20年度	平成21年度		
	経常利益(千円)		412,849	382,299	314,682		
	管理費支出比率(%)		2.6	3.0	4.1		
	人件費比率(%)		2.0	2.2	2.6		
	補助金収入依存度(%)		0.9	0.7	0.5		
	正味財産(自己資本)比率(%)		63.7	66.9	70.3		
市の財政支出 の状況	市補助金		42,272	42,337	27,586		
	うち事業費補助金		0	0	0		
	うち管理費補助金		42,272	42,337	27,586		
	負担金		11,881	11,881	11,881		
	委託料		2,968	1,925	1,906		
	指定管理料		1,681,325	1,690,035	1,574,974		
	損失補償年度末残高		3,407,881	2,937,345	2,473,720		
	債務保証年度末残高		0	0	0		
外郭団体 検討委員会 提言の内容	今後のあり方	業務の再編等を進めるため、公益財団法人(提言時は「財団法人」)相模原市みどりの協会との統合を検討する					
		設立趣旨は異なるものの、公益財団法人相模原市みどりの協会とは個別・具体的な実施業務が類似していることから、事務事業の共同実施等可能なところの連携を進めるとともに、統合による管理部門の強化について検討されたい。					

	見直しの方向性等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設管理に止まらない積極的なソフト事業展開の推進 ○ 民間活力の活用が期待できない市業務のアウトソーシングの受け皿としての機能の推進。 ○ 法人正規職員の育成を重点課題として取り組むとともに、市派遣職員の引揚げと同時に正規職員の採用について、目標を数値化したうえで検討するべきである。 ○ 基本財産の増額 基本財産を増額し、市の出資率の引下げ、市の関与の低減化を図る。
団体の今後の方向性	<p>【自立化に向けた検討を進める団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ これまで、市と協調、連携して公共施設の取得や建設、管理運営等、市の都市環境整備に努め、市の発展に貢献してきた。安定した経営が続いているが、団体の中核的業務が指定管理者業務であり、市による指定管理者の募集が公募を原則としていることから、これまでどおりの安定した経営は担保されていない。今後は、指定管理者業務への的確な対応を行いながら、新たな公益目的事業を検討するとともに、収益事業についての拡大も図ることが必要である。また、指定管理者業務を主な業務としている現状や事業規模に鑑みれば公益法人以外の法人形態も考えられることから、自立化についての検討を進める他、類似業務を扱う公益財団法人相模原市みどりの協会と協調、連携を進め、より効率的・効果的な事業推進に向けて、統合を含む検討を進める。 ◎ 市派遣職員の引揚げを計画的に実施することから、これまで培われてきた法人経営のノウハウ等の継承について遺漏がないよう、十分な引継ぎを行うとともに、固有職員の確実な育成を進める。 	
公益法人制度改革への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対応済み（平成23年4月1日登記）。 	

団体の具体的取組

取組項目	自立化	
内容	平成28年度を目途に自立化を推進する。	
年次計画	平成23年度	平成24～27年度
	自立化の検討	自立化の推進
取組項目	市派遣職員の引揚げ	
内容	平成24年度末までに、市派遣職員3人を引き揚げる（平成23年4月1日現在、3人派遣）。	
年次計画	平成24年度	▲ 3人
	▲ 3人	

※ 当団体は、昭和37年6月に当時の民法第34条の規定により設立された公益法人であり、平成23年4月1日財団法人相模原市都市整備公社を名称変更し、公益財団法人に移行したことにより設立。

相模原市土地開発公社

設 立	昭和49年4月	所管課	企画市民局 企画部 土地利用調整課		
設立目的 (定款上)	相模原市の公共用地、公有地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。				
基本財産	10,000千円	市出資額 (市出資率)	10,000千円 (100%)		
役員及び職員の 状況 (H23.4.1現在)	役員数	常勤	0人	非常勤	11人
		うち市OB	0人	0人	0人
		うち市職員	0人	10人	10人
	職員数	法人正規採用	市派遣職員	市覚書職員	計
		0人	0人	9人	9人
財政等の状況		平成19年度	平成20年度	平成21年度	
	当期利益(千円)	31,676	7,342	△82,390	
	管理費支出比率(%)	0.1	0.2	0.2	
	人件費比率(%)	0.0	0.0	0.0	
	補助金収入依存度(%)	0.0	0.0	1.8	
	正味財産(自己資本)比率(%)	1.4	1.7	1.2	
市の財政支出の 状況 (千円)	市補助金	0	0	37,737	
	うち事業費補助金	0	0	37,737	
	うち管理費補助金	0	0	0	
	負担金	0	0	0	
	委託料	0	0	0	
	貸付金	2,325,458	1,948,458	1,331,458	
	損失補償年度末残高	0	0	0	
	債務保証年度末残高	18,818,759	18,370,524	20,090,294	
外郭団体検討委員会 提言の内容	今後のあり方	中長期的視点から、今後の法人のあり方について検討する			
		公共事業用地の先行取得を柔軟に行うなど、市の施策推進における役割は、現状では必要であるので、当面、現在進める保有土地の処分など経営健全化計画を進めるとともに、中長期的視点から、法人のあり方についての検討(市への影響等)に速やかに着手されたい。			

	見直しの方向性等	<p>○ 長期保有土地については、処分することが困難となった経緯を明らかにするとともに、現在保有している必要性等を十分考慮し、処分計画を明らかにしたうえで、積極的な処分を図ることが適当である。</p> <p>○ 市民に対し説明責任を果たす必要性から、保有土地の時価評価を実施するとともに、取得原価との差額について公表するべきである。そのためには、企業に義務付けられている減損会計を導入するべきである。</p>
団体の今後の方向性	<p>【団体の在り方について検討を進める団体】</p> <p>◎ 公共事業用地の先行取得を柔軟に行うことで、各種事業の推進に役立ってきた経過があるが、近年の地価動向に伴い、用地を先行取得するメリットが低下している。当面は、さがみ縦貫道路インターチェンジ関連の各種事業が計画されていることなどから、引続き用地先行取得の役割が求められているところであるが、長期的視点に立ち、団体の在り方について検討を行い、その方針を決定することとする。</p>	

団体の具体的取組

取組項目	相模原市土地開発公社の保有資産の圧縮及び機能の精査		
内容	新規用地取得の抑制、長期保有土地の計画的処分等による、資産の圧縮を図るとともに公社に求められる機能について精査を進める。		
年次計画	平成23年度	平成24年度	※平成25年度以降の取組みは次項のとおり
	経営計画の策定	<p>経営計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産の圧縮等経営改善 ・公社に求められる機能精査 	
取組項目	団体の在り方についての方針の決定と方針に基づく対応		
内容	平成25年度までに団体の在り方について方針決定を行う。		
年次計画	平成25年度	平成26年度以降	
	<p>経営計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産の圧縮等経営改善 <p>団体の在り方についての方針決定</p>	方針に基づく対応	

公益財団法人相模原市民文化財団

設 立	平成23年4月	所管課	企画市民局 市民部 文化振興課		
設立目的 (定款上)	文化を身近に感じることのできる環境づくりを進めることにより、潤いに満ちた市民生活の創造と豊かで彩りのある地域社会の形成に寄与することを目的とする。				
基本財産	100,000千円	市出資額 (市出資率)	100,000千円 (100%)		
役員及び職員 の状況 (H23.4.1現在)	役員数	常勤	9人	非常勤	10人
		うち市OB	1人	3人	4人
		うち市職員	0人	1人	1人
	職員数	法人正規採用	市派遣職員	嘱託職員	計
		8人	2人	35人	45人
財政等の状況		平成19年度	平成20年度	平成21年度	
	経常利益(千円)	37,969	9,710	29,900	
	管理費支出比率(%)	6.8	8.1	9.2	
	人件費比率(%)	5.9	7.0	7.8	
	補助金収入依存度(%)	16.4	19.8	19.3	
	正味財産(自己資本)比率(%)	69.9	75.2	73.1	
市の財政支出 の状況 (千円)	市補助金	206,010	208,457	195,910	
	うち事業費補助金	111,466	109,700	85,603	
	うち管理費補助金	94,544	98,757	110,307	
	負担金	0	0	0	
	委託料	753	437	1,127	
	指定管理料	495,409	492,502	482,325	
	貸付金	0	0	0	
	損失補償年度末残高	0	0	0	
債務保証年度末残高	0	0	0		
外郭団体 検討委員会 提言の内容	今後のあり方	公益性を実現するため経営改善に努めるとともに、一層の自立を図る			
		さらなる経営改善に努め、施設管理に止まらない積極的な事業展開を推進されたい。			

	見直しの方向性等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設管理に止まらない積極的なソフト事業展開の促進（本来市民文化財団として担うべき文化振興に係る事業等の再構築：アウトリーチ事業、市民の各種文化団体との協働事業、コーディネート、プラットフォーム的機能等）。 ○ 法人正規職員の給与については、独自の給与体系が構築されている。今後は、正規職員を対象とした合理的な評価制度を導入することを前提に、正規職員の採用について検討を進めるべきである。
団体の今後の方向性		<p>【引続き経営の効率化に取り組む団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 文化会館をはじめとして市内5施設の指定管理者業務を行っている。指定管理者業務は、民間と同一の条件での競争が前提となることから、厳しい環境に置かれており、その動向によっては法人経営自体が影響を受けることから、市と協調、連携し、文化振興に係る分野において、公益法人としての役割の向上を図る。また、法人運営に係る経費が市からの補助金及び委託料により賄われていることから、自主事業の充実に努めるとともに、法人管理経費の削減を進めるなどの経営改善に努めるものとする。 ◎ 市派遣職員の引揚げを計画的に実施することから、これまで培われてきた法人経営のノウハウ等の継承について遺漏がないよう、十分な引継ぎを行うとともに、固有職員の確実な育成を進める。
公益法人制度改革への対応		<ul style="list-style-type: none"> ○ 対応済み（平成23年4月1日登記）。

団体の具体的取組

取組項目	経営計画の見直し		
内容	平成23年度中に、経営計画を見直す。		
年次計画	平成23年度	平成24年度以降	
	経営計画の見直し	経営計画に基づく経営	
取組項目	市派遣職員の引揚げ		
内容	平成24年度末までに、市派遣職員2人を引き揚げる（平成23年4月1日現在、2人派遣）。		
年次計画	平成23年度	平成24年度	/
	▲ 1人	▲ 1人	

※ 当団体は、平成元年4月に当時の民法第34条の規定により設立された公益法人であり、平成23年4月1日財団法人相模原市民文化財団を名称変更し、公益財団法人に移行したことにより設立。

財団法人相模原市体育協会

設 立	平成元年10月	所管課	教育局 生涯学習部 スポーツ課		
設立目的 (寄附行為)	相模原市民のスポーツ活動を振興し、もって心身ともに健康で明るい市民生活の形成に寄与することを目的とする。				
基本財産	111,020千円	市出資額 (市出資率)	49,000千円 (44.1%)		
役員及び職員 の状況 (H23.4.1現在)	役員数	常勤	非常勤	計	
		0人	17人	17人	
		うち市OB	0人	0人	0人
	うち市職員	0人	1人	1人	
	職員数	法人正規採用	市派遣職員	嘱託職員	計
7人		2人	7人	16人	
財政等の状況		平成19年度	平成20年度	平成21年度	
	経常利益(千円)	393	648	5,391	
	管理費支出比率(%)	39.7	35.0	44.7	
	人件費比率(%)	32.6	27.8	23.7	
	補助金収入依存度(%)	53.7	49.5	43.1	
	正味財産(自己資本)比率(%)	90.6	88.0	84.3	
市の財政支出 の状況 (千円)	市補助金	96,878	96,248	85,582	
	うち事業費補助金	22,462	25,803	20,645	
	うち管理費補助金	74,416	70,445	64,937	
	負担金	0	0	0	
	委託料	66,637	70,012	64,868	
	指定管理料	0	0	28,454	
	貸付金	0	0	0	
	損失補償年度末残高	0	0	0	
債務保証年度末残高	0	0	0		
外郭団体検討委員会 提言の内容	今後のあり方	公益性を実現するため、経営改善に努めるとともに一層の自立を図る			
		さらなる経営改善に努められたい。			

	見直しの方向性等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協会加盟の種目協会の自主的、自立的な運営も含めた各種事業の効率化。 ○ 新たな収益事業の実施等。 ○ 市派遣職員の引揚げと同時に正規職員の採用について、目標を数値化したうえで検討する。
団体の今後の方向性		<p>【引続き経営の効率化に取り組む団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 各種目団体との連携を図りながら、スポーツ大会の実施等、多様なスポーツ振興施策を展開し、市民の心身の健康増進に寄与してきた。法人運営に係る経費が市からの補助金及び委託料により賄われており、会費収入も充分ではないことから、自立した健全経営がなされているとはいえない。今後は、自主事業比率を高めることや賛助会費等を積極的に募り、自主財源の確保に努め、併せて市からの補助金の削減を進め、自立した法人運営を目指すこととする。 ◎ 市派遣職員の引揚げを計画的に実施することから、これまで培われてきた法人経営のノウハウ等の継承について遺漏がないよう、十分な引継ぎを行うとともに、固有職員の確実な育成を進める。
公益法人制度改革への対応		<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度に公益認定申請を予定。

団体の具体的取組

取組項目	経営計画の見直し		
内容	平成23年度中に、経営計画を見直す。		
年次計画	平成23年度	平成24年度以降	
	経営計画の見直し	経営計画に基づく経営	
取組項目	市派遣職員の引揚げ		
内容	平成24年度末までに、市派遣職員2人を引き揚げる（平成23年4月1日現在、2人派遣）。		
年次計画	平成23年度	平成24年度	/
	▲ 1人	▲ 1人	

財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター

設 立	平成2年4月	所管課	環境経済局 経済部 産業・雇用政策課			
設立目的 (寄附行為)	相模原市内に在住し、又は在勤する中小企業勤労者を対象として、健康管理事業、自己啓発及び余暇活動に関する事業等を総合的福祉事業として行うことにより中小企業勤労者の福祉向上を図り、もって中小企業の振興及び発展並びに地域社会の活性化に寄与することを目的とする。					
基本財産	200,000千円	市出資額 (市出資率)	80,000千円 (40%)			
役員及び職員 の状況 (H23.4.1現在)	役員数	常勤	非常勤	計		
		うち市OB	1人	0人	1人	
		うち市職員	0人	2人	2人	
	職員数	法人採用	市派遣職員	嘱託職員	計	
		2人	1人	11人	14人	
財政等の状況		平成19年度	平成20年度	平成21年度		
	経常利益(千円)	8,429	6,776	△1,965		
	管理費支出比率(%)	45.4	39.7	42.4		
	人件費比率(%)	23.7	20.2	20.7		
	補助金収入依存度(%)	18.0	16.8	19.6		
	正味財産(自己資本)比率(%)	96.3	96.3	95.8		
市の財政支出 の状況 (千円)	市補助金	60,013	56,921	62,694		
	うち事業費補助金	0	0	0		
	うち管理費補助金	60,013	56,921	62,694		
	負担金	0	0	0		
	委託料	0	0	10,673		
	指定管理料	65,154	64,466	62,000		
	貸付金	0	0	0		
	損失補償年度末残高	0	0	0		
	債務保証年度末残高	0	0	0		
外郭団体 検討委員会 提言の内容	今後のあり方	公益性を実現するため、経営改善に努めるとともに一層の自立を図る				
		さらなる経営改善に努められたい。				

	見直しの方向性等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤労者総合福祉センター（サン・エールさがみはら）の指定管理者については、事業との一体性を保つ特段の理由が見出せないことから、事業の選択と集中により、ソフト事業重視の事業運営へシフトするべきである。 ○ 公益認定を受けられる範囲内での収益事業を実施することによる自立化を目指したうえで、業務の継承・発展を進めるための方策として、法人における正規職員の採用について検討を行うとともに、市派遣職員を削減する方策について検討を進めるべきである。ただし、法人正規職員の給与等処遇については、市準拠とすることはせず、法人独自の体系を構築することが前提である。 ○ 法人の経営状態は、各種指標からも健全であることが認められるが、管理費支出比率が44.4%（平成20年度決算ベース）を占めており、他の法人と比較して高い比率である。早急に現状分析を行い、改善に努める必要がある。 ○ 市からの補助金の大半が管理費補助金であるが、順次事業費補助金に改めるべきである。
団体の今後の方向性	<p>【引続き経営の効率化に取り組む団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 企業の従業員に対する福利厚生事業は重要であるが、中小企業にあつては、独自の財源で行うことは困難であり、非効率な点も否めないことから、スケールメリットを生かした事業を実施している現在の団体の果たす役割は重要である。 ◎ 会員の満足度向上に向けた、ソフト事業への業務のシフトを最優先課題として取り組むこととし、勤労者総合福祉センター（サン・エールさがみはら）の指定管理者業務について、必要性等の検討を早急に行うこととする。 ◎ 市派遣職員の引揚げを計画的に実施することから、これまで培われてきた法人経営のノウハウ等の継承について遺漏がないよう、十分な引継ぎを行うとともに、固有職員の確実な育成を進める。 	
公益法人制度改革への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度に公益認定申請を予定 	

団体の具体的取組

取組項目	経営計画に基づく経営		
内容	平成23年度から、経営計画に基づく経営を行う。		
年次計画	平成23年度以降		
	経営計画に基づく経営		
取組項目	勤労者総合福祉センター（サン・エールさがみはら）の指定管理者について検討		
内容	指定管理者業務の必要性等について検討する。		
年次計画	平成23年度	平成24年度	/
	検討		
取組項目	市派遣職員の引揚げ		
内容	平成23年度末までに、市派遣職員1人を引き揚げる（平成23年4月1日現在、1人派遣）。		
年次計画	平成23年度	/	
	▲ 1人		

公益財団法人相模原市みどりの協会

設 立	平成23年6月	所管課	環境経済局 環境共生部 水みどり環境課			
設立目的 (定款上)	この法人は、市民の緑化意識を高め、市民総ぐるみによる都市緑化の推進及び緑地等の保全を図るとともに、公園緑地の円滑な運営及び健全な利用の増進を図ることにより、みどり豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。					
基本財産	204,535千円	市出資額 (市出資率)	200,000千円 (97.8%)			
役員及び職員 の状況 (H23.6.1現在)	役員数	常勤	非常勤	計		
		うち市OB	2人	8人	10人	
		うち市職員	1人	1人	2人	
	職員数	法人正規採用	市派遣職員	嘱託職員	計	
		1人	2人	15人	18人	
財政等の状況		平成19年度	平成20年度	平成21年度		
	経常利益(千円)	141	△4,129	△3,181		
	管理費支出比率(%)	22.2	17.6	18.6		
	人件費比率(%)	19.5	14.6	15.2		
	補助金収入依存度(%)	26.4	25.4	23.7		
	正味財産(自己資本)比率(%)	76.7	76.1	76.7		
市の財政支出 の状況 (千円)	市補助金	57,654	56,969	51,782		
	うち事業費補助金	23,107	34,977	33,929		
	うち管理費補助金	34,547	21,992	17,853		
	負担金	0	0	0		
	委託料	0	0	0		
	指定管理料	136,376	136,376	136,878		
	貸付金	0	0	0		
	損失補償年度末残高	0	0	0		
債務保証年度末残高	0	0	0			
外郭団体 検討委員会 提言の内容	今後のあり方	業務の再編等を進めるため、統合を検討する				
		設立主旨は異なるものの、公益財団法人(提言時は「財団法人」)相模原市都市整備公社とは個別・具体的な実施業務が類似していることから、事務事業の共同実施等可能なところの連携を進め、統合による管理部門の強化について検討されたい。				

	見直しの方向性等	<ul style="list-style-type: none"> ○ みどりに関わるボランティア団体やリーダーの育成等ソフト事業の積極的展開。 ○ 業務が類似し、公園等の施設管理のノウハウを十分に蓄積している財団法人相模原市都市整備公社と連携し、管理部門の強化を図りつつ、ソフト事業を積極的に展開することが適当である。
団体の今後の方向性	<p>【団体の在り方について具体的な目標を定め取組みを進める団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ これまで、市と協調、連携して緑化意識の普及啓発等、都市緑化の推進を図り一定の役割を果たしてきた。法人運営に係る経費の多くが市からの補助金及び委託料により賄われている点や正規職員数等、協会の組織体制面で将来的な課題がある。今後はこうした課題の解決に向けた具体的な目標を定め、適正な法人運営を目指すこととする。 ◎ 総収益の約60%を占める指定管理者業務に着目すると、公園の管理業務という意味において、公益財団法人相模原市都市整備公社における指定管理者業務と類似している。こうしたことから、両団体が協調、連携することによる指定管理者業務の充実、市民サービス向上あるいは同一業務の簡素化、法人管理運営経費の圧縮を見込めるので、まずは、両者において可能な連携を進めるとともに、より効率的・効果的な事業推進に向けて統合を含む検討を進める。 ◎ 市派遣職員の引揚げを計画的に実施することから、これまで培われてきた法人経営のノウハウ等の継承について遺漏がないよう、十分な引継ぎを行うとともに、固有職員の確実な育成を進める。 	
公益法人制度改革への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対応済み（平成23年6月1日登記）。 	

団体の具体的取組

取組項目	公益財団法人相模原市みどりの協会の方針決定			
内容	平成23年度（上半期）に、経営改善目標を設定。平成23年度（下半期）から、平成25年度末まで経営改善の推進。平成26年度（上半期）に、外郭団体検討委員会による目標達成の評価・検証を行い、その結果に基づき、平成26年度（下半期）に団体の在り方を含めた方針を決定する。			
年次計画	平成23年度（上半期）	平成23年度（下半期） ～25年度	平成26年度（上半期）	平成26年度（下半期）
	経営改善目標の設定	目標達成に向けた経営改善の推進	目標達成の評価・検証	方針決定
取組項目	市派遣職員の引揚げ			
内容	平成24年度末までに、市派遣職員2人を引き揚げる（平成23年4月1日現在、2人派遣）。			
年次計画	平成23年度	平成24年度		/
	▲ 1人	▲ 1人		

※ 当団体は、平成4年8月に当時の民法第34条の規定により設立された公益法人であり、平成23年6月1日財団法人相模原市みどりの協会を名称変更し、公益財団法人に移行したことにより設立。

財団法人相模原市産業振興財団

設 立	平成4年8月	所管課	環境経済局 経済部 産業・雇用政策課		
設立目的 (寄附行為)	この法人は、社会経済の国際化及び情報化並びに技術革新の進展に対応するため、産業振興に係る各種フェアの開催、企業経営の向上促進及び産業技術の振興に係る講演会等の開催並びに各種産業経済情報の収集、提供等を行うことにより、地域産業の健全な発展を図り、もって相模原市の地域経済の活性化に寄与することを目的とする。				
基本財産	200,040千円	市出資額 (市出資率)	80,000千円 (40%)		
役員及び職員 の状況 (H23.4.1現在)			常勤	非常勤	計
	役員数		1人	21人	22人
		うち市OB	1人	0人	1人
		うち市職員	0人	3人	3人
	職員数	法人正規採用 0人	市派遣職員 2人	その他 10人	計 12人
財政等の状況			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	経常利益(千円)		255	△704	△355
	管理費支出比率(%)		33.0	33.4	31.8
	人件費比率(%)		21.5	22.6	20.5
	補助金収入依存度(%)		74.5	71.8	71.9
	正味財産(自己資本)比率(%)		94.5	93.5	93.9
市の財政支出 の状況 (千円)	市補助金		68,720	65,580	65,023
	うち事業費補助金		37,895	34,614	36,017
	うち管理費補助金		30,825	30,966	29,006
	負担金		0	0	0
	委託料		17,125	20,554	20,413
	指定管理料		0	0	0
	貸付金		0	0	0
	損失補償年度末残高		0	0	0
債務保証年度末残高		0	0	0	
外郭団体 検討委員会 提言の内容	今後のあり方	公益法人としての役割、あり方や必要性等をより明確化する必要がある			
		現在進める他の産業振興組織との役割、位置付けの明確化について、早急に結論を出し、今後の方向性を明確にされたい。また必要に応じて、他の産業振興組織との統合等法人のあり方の検討をされたい。			

	見直しの方向性等	○ 法人設立当初の意義が薄れている（産業会館の指定管理者に応募しないことなど）。新たな公益法人制度が施行され、今後一層法人の設立意義が重要となってくる中であって、当法人が実施すべき公益事業について、十分な検討を行うべきである。
団体の今後の方向性		<p>【団体の在り方について具体的な目標を定め取組みを進める団体】</p> <p>◎ 法人運営に係る経費の多くが市からの補助金及び委託料により賄われており、自主財源が充分ではないことから、業態改変を目指した検討を進めており、その検討結果を踏まえて、課題の解決に向けた具体的な目標を定め、経営の改善等に向けた取組みを進めることとする。</p> <p>◎ 市派遣職員の引揚げを計画的に実施することから、これまで培われてきた法人経営のノウハウ等の継承について遺漏がないよう、十分な引継ぎを行うとともに、固有職員の確実な育成を進める。</p>
公益法人制度改革への対応		○ 平成23年度に公益認定申請を予定。

団体の具体的取組

取組項目	財団法人相模原市産業振興財団の方針決定			
内容	平成23年度（上半期）に、経営改善目標を設定。平成23年度（下半期）から、平成25年度末まで経営改善の推進。平成26年度（上半期）に、外郭団体検討委員会による目標達成の評価・検証を行い、その結果に基づき、平成26年度（下半期）に団体の在り方を含めた方針を決定する。			
年次計画	平成23年度（上半期）	平成23年度（下半期） ～25年度	平成26年度（上半期）	平成26年度（下半期）
	経営改善目標の設定	目標達成に向けた経営改善の推進	目標達成の評価・検証	方針決定
取組項目	市派遣職員の引揚げ			
内容	平成24年度末までに、市派遣職員2人を引き揚げる（平成23年4月1日現在、2人派遣）。			
年次計画	平成23年度	平成24年度		
	▲1人	▲1人		

社団法人相模原市畜産振興協会

設 立	平成6年4月	所管課	環境経済局 経済部 農政課			
設立目的 (定款上)	相模原市内における畜産振興及び畜産物生産者の経営安定に資するため、営農指導、畜舎の環境整備を行い、畜産の総合的事業展開と地場畜産物の消費拡大に寄与することを目的とする。					
基本財産	100,000千円	市出資額 (市出資率)	60,000千円 (60%)			
役員及び職員 の状況 (H23.4.1現在)	役員数	常勤	非常勤	計		
		うち市OB	0人	0人	0人	
		うち市職員	0人	3人	3人	
	職員数	法人正規採用	市派遣職員	嘱託職員	計	
		0人	2人	1人	3人	
財政等の状況		平成19年度	平成20年度	平成21年度		
	経常利益(千円)	5	553	△893		
	管理費支出比率(%)	34.0	34.4	36.1		
	人件費比率(%)	30.3	31.2	32.7		
	補助金収入依存度(%)	83.4	87.4	86.2		
	正味財産(自己資本)比率(%)	72.7	79.6	71.1		
市の財政支出 の状況 (千円)	市補助金	56,835	71,699	58,417		
	うち事業費補助金	34,067	43,942	33,813		
	うち管理費補助金	22,768	27,757	24,604		
	負担金	0	0	0		
	委託料	0	0	0		
	指定管理料	0	0	0		
	貸付金	0	0	0		
	損失補償年度末残高	0	0	0		
債務保証年度末残高	0	0	0			
外郭団体 検討委員会 提言の内容	今後のあり方	条件整備のうえ今後の法人のあり方について検討を行う				
		事業内容を公益認定取得の基準に照らした場合の適合の可能性や、会員数の減少などが課題である一方、食の安全の確保や食肉の安定供給の観点からその機能は重要であり、また、近年会員数が減少しているものの、会員の観点からは、引き続きサービスを受けられる環境づくりが必要である。このため、現在の組織に拘泥することなく、求められる機能を踏まえてそのあり方について早期に見直しをされたい。				

団体の今後の方向性	<p>【解散に向けた具体的な手続を進める団体】</p> <p>◎ 食の安全の確保や食肉の安定供給の観点からその機能は重要である一方、賛助会員数が設立当初の6割程度となっており、今後についても、都市化の進展、畜産農家の高齢化、後継者不足等から減少することが見込まれる状況にあり、自主独立した経営は困難と予想される。また、公益法人制度改革への対応についても、公益目的事業比率等の観点から、認定を受けられる見込みが不明確であることから、会員が引き続きサービスを受けられる環境整備を前提として、解散に向けた具体的な手続を進めることとする。</p>
公益法人制度改革への対応	○ 公益認定申請は行わない。

団体の具体的取組

取組項目	社団法人相模原市畜産振興協会の解散		
内容	平成24年度末までに社団法人相模原市畜産振興協会を解散する。		
年次計画	平成23・24年度(上半期)	平成24年度(下半期)	平成25年度
	解散に向けた検討・手続き	解散	新たな形態による畜産の振興
取組項目	市派遣職員の引揚げ		
内容	平成24年度末までに、市派遣職員2人を引き揚げる(平成23年4月1日現在、2人派遣)。		
年次計画	平成24年度	/	
	▲2人		

社会福祉法人相模原市社会福祉事業団

設 立	平成6年4月	所管課	健康福祉局 福祉部 障害福祉課				
設立目的 (定款上)	この社会福祉法人は、相模原市と連携し、相模原市社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的として社会福祉事業を行う。						
基本財産	3,000千円	市出資額 (市出資率)	3,000千円 (100%)				
役員及び職員 の状況 (H23.4.1現在)	役員数	常勤	2人	非常勤	10人	計	12人
		うち市OB	1人	2人	3人		
		うち市職員	1人	2人	3人		
	職員数	法人正規採用	市派遣職員	嘱託職員	計		
		27人	3人	27人	57人		
財政等の状況		平成19年度	平成20年度	平成21年度			
	経常利益(千円)	27,092	30,887	77,493			
	管理費支出比率(%)	77.2	72.4	66.1			
	人件費比率(%)	65.0	60.7	54.0			
	補助金収入依存度(%)	9.1	9.8	7.5			
	正味財産(自己資本)比率(%)	54.2	45.7	64.6			
市の財政支出 の状況 (千円)	市補助金	41,941	46,778	41,776			
	うち事業費補助金	0	0	0			
	うち管理費補助金	41,941	46,778	41,776			
	負担金	0	0	0			
	委託料	185,141	188,990	51,086			
	指定管理料	76,500	76,500	265,000			
	貸付金	0	0	0			
	損失補償年度末残高	0	0	0			
債務保証年度末残高	0	0	0				
外郭団体 検討委員会 提言の内容	今後のあり方	中長期的視点から両者((社福)相模原市社会福祉協議会と(社福)相模原市社会福祉事業団)のあり方について検討する					
		設立の経過はそれぞれ異なるものの、市における社会福祉の領域の一翼を担っていることから、より効率的・効果的な事業推進に資するため、まず、社会福祉法人相模原市社会福祉協議会との連携を強化するとともに、統合も含めて両者のあり方についての検討を進められたい。					

	見直しの方向性等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者自立支援法の施行に伴う事業団の役割の明確化(民間を含めた他の市内社会福祉法人とのより鮮明な差別化)。 ○ 他市では、社会福祉協議会と事業団との統合例もあることから、本市における社会福祉協議会との役割分担についても整理する。 ○ 法人正規職員の人材育成とともに、業務の継承・発展を進めるため、法人における正規職員の採用について検討を行うとともに、併せて市派遣職員を削減すべきである。ただし、法人正規職員の給与等処遇については、市準拠とすることはせず、法人独自の体系を構築することが前提である。
団体の今後の方向性	<p>【引続き経営の効率化に取り組む団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 市の障害者福祉施設の管理運営を目的として設立された社会福祉法人であり、障害者支援センター松が丘園の受託運営を主たる業務として行っている。今後、当該施設の指定管理者募集に仮に公募制が導入された場合、民間事業者との競争下に置かれることが予想されるなど課題があることから、これまでの障害福祉施設の管理運営により培われた高い専門性を生かした能力を活用し、より効率的・効果的な自立運営を目指すこととする。 ◎ 特に福祉の分野においては、人材は大切な経営資源であることから、市派遣職員の引揚げに伴う管理職の養成を急務とし、人材の育成に重点的に取り組むこととする。 ◎ 市派遣職員の引揚げを計画的に実施することから、これまで培われてきた法人経営のノウハウ等の継承について遺漏がないよう、十分な引継ぎを行うとともに、固有職員の確実な育成を進める。 	

団体の具体的取組

取組項目	経営計画に基づく経営		
内容	平成23年度から、経営計画に基づく経営を行う。		
年次計画	平成23年度以降		
	経営計画に基づく経営		
取組項目	市派遣職員の引揚げ		
内容	平成24年度末までに、市派遣職員3人を引き揚げる(平成23年4月1日現在、3人派遣)。		
年次計画	平成23年度	平成24年度	
	▲ 1人	▲ 2人	

株式会社さがみはら産業創造センター

設 立	平成11年4月	所管課	環境経済局 経済部 産業・雇用政策課			
設立目的 (定款上)	新規創業者及び新分野進出を目指す中小企業の支援をすることを目的とする。					
基本財産	2,394,500千円	市出資額 (市出資率)	1,135,000千円 (47.4%)			
役員及び職員 の状況 (H23.4.1現在)	役員数	常勤	非常勤	計		
		2人	10人	12人		
		うち市OB	0人	1人		
	職員数	うち市職員	0人	1人	1人	
		法人正規採用	市派遣職員	その他	計	
10人	0人	0人	10人			
財政等の状況		平成19年度	平成20年度	平成21年度		
	経常利益(千円)	4,242	11,604	4,514		
	管理費支出比率(%)	56.7	54.0	40.9		
	人件費比率(%)	46.7	42.1	39.7		
	補助金収入依存度(%)	0.8	0.8	0.5		
	正味財産(自己資本)比率(%)	97.4	97.4	97.1		
市の財政支出 の状況 (千円)	市補助金	1,904	1,904	1,428		
	うち事業費補助金	1,904	1,904	1,428		
	うち管理費補助金	0	0	0		
	負担金	0	0	0		
	委託料	32,035	31,371	69,639		
	指定管理料	0	0	0		
	貸付金	0	0	0		
	損失補償年度末残高	0	0	0		
債務保証年度末残高	0	0	0			
外郭団体 検討委員会 提言の内容	今後のあり方	事業を実施するうえで、より効果的な法人形態について検討する				
		株式会社の性質を生かした自由な活動により、収益面等に効果が認められる一方、株式会社ゆえの課題(安定性、税金面等)もあることから、より効果的な法人の形態について検討されたい。				

	見直しの方向性等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業ニーズを的確に捉えた事業拡大の推進。 ○ 地域貢献のアピール。
団体の今後の方向性		<p>【引続き経営の効率化に取り組む団体】</p> <p>◎ 新規創業者及び新分野進出を目指す中小企業の支援を行い、本市の経済分野の将来成長に向けた先行投資的な役割を担っている。株式会社という形態による経営を進めているが、これまで出資者に対する株主配当が2回に留まっていることや、実施事業の内容が公益法人として認められるものであると考えられることから、最適な法人形態について引き続き検討を進めることとする。</p>

団体の具体的取組

取組項目	株式会社さがみはら産業創造センターの方針決定			
内容	平成23年度から最適な法人形態について検討。平成25年度末までに検討結果について、外郭団体検討委員会に報告。平成26年度に報告内容の評価を行う。			
年次計画	平成23・24年度	平成25年度	平成26年度 (上半期)	平成26年度 (下半期)
	法人形態の検討	法人形態の報告	報告内容の評価	評価に基づく改善
取組項目	経営計画に基づく経営			
内容	平成23年度から、経営計画に基づく経営を行う。			
年次計画	平成23年度以降			
	経営計画に基づく経営			
取組項目	配当の考え方について整理			
内容	平成23年度までに、出資者に対する株主配当について検討し、早急に考え方を整理する。			
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
	検討	実施		

公益財団法人相模原市健康福祉財団

設 立	平成 22 年 4 月	所管課	健康福祉局 福祉部 地域医療課		
設立目的 (定款上)	この法人は、相模原市、社団法人相模原市医師会、社団法人相模原市病院協会、神奈川県看護協会との提携及び協調のもとに、看護師及び他の医療従事者の養成並びに研修に関する事業を行うことにより、相模原市の医療供給体制の充実を図り、もって市民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。				
基本財産	3,000千円	市出資額 (市出資率)	1,490千円 (49.7%)		
役員及び職員の 状況 (H23.4.1現在)			常勤	非常勤	計
	役員数		0人	10人	10人
		うち市OB	0人	0人	0人
		うち市職員	0人	2人	2人
	職員数	法人正規採用	市派遣職員	その他(医師会との兼務)	計
	12人	0人	2人	14人	
外郭団体検討委員会からの意見	平成22年度は設立初年度であり、具体的事業が実施されていないことから、法人の評価については具体的取組みが開始される平成23年度以降を対象とし、その時点をもって、本プランに反映することとする。				
団体の今後の方向性	平成22年度は、看護師や医療従事者の研修等、設立目的事業の実施に向けた準備に時間を要し、具体的取組みが行われていないことから、外郭団体検討委員会からの意見を踏まえ、あらためて団体の今後の方向性を示すこととする。				
公益法人制度改革への対応	○ 対応済み(平成23年2月10日登記)。				

※ 当団体は、平成22年4月に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により設立された公益法人であり、公益認定を受けることにより、平成23年2月10日一般財団法人相模原市健康福祉財団法人から名称変更を行った。

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会

設 立	昭和43年12月	所管課	健康福祉局 福祉部 地域福祉課		
設立目的 (定款上)	相模原市における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。				
基本財産	11,000千円	市出資額 (市出資率)	0千円 (0%)		
役員及び職員 の状況 (H23.4.1現在)	役員数	常勤	非常勤	計	
		1人	16人	17人	
		うち市OB	0人	1人	
	うち市職員	0人	1人		
	職員数	法人正規採用	市派遣職員	嘱託職員	計
46人		2人	6人	54人	
財政等の状況		平成19年度	平成20年度	平成21年度	
	当期利益(千円)	△34,676	△10,323	△28,256	
	管理費支出比率(%)	45.8	46.2	47.5	
	人件費比率(%)	42.3	42.3	43.2	
	補助金収入依存度(%)	31.6	33.1	39.1	
	正味財産(自己資本)比率(%)	44.1	47.6	53.1	
市の財政支出 の状況 (千円)	市補助金	375,599	379,389	409,945	
	うち事業費補助金	36,636	38,028	27,216	
	うち管理費補助金	338,963	341,361	382,729	
	負担金	0	0	0	
	委託料	327,324	301,916	274,726	
	指定管理料	145,700	145,700	80,000	
	損失補償年度末残高	627,507	741,790	701,513	
	債務保証年度末残高	0	0	0	
外郭団体 提言の内容	今後のあり方	中長期的視点から両者((社福)相模原市社会福祉協議会と(社福)相模原市社会福祉事業団)のあり方について検討する			
		<p>設立の経過はそれぞれ異なるものの、市における社会福祉の領域の一翼を担っていることから、より効率的・効果的な事業推進に資するため、まず、社会福祉法人相模原市社会福祉事業団との連携を強化するとともに、統合も含めて両者のあり方についての検討を進められたい。</p>			

	見直しの方向性等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市における地域福祉活動の中心的役割を担っており、今後も一層の充実が求められている。特に、福祉の実践はマンパワーへの依存度が大きいことから、法人正規職員の育成体制を充実し、法人独自の給与体系等の構築を前提に、市派遣職員の削減と併せ計画的な正規職員の採用について検討する必要がある。 ○ 政令指定都市への移行による3区制が予定されているなかで、現行の事務事業を見直し、効率的、効果的な組織づくりへの取組みを進める必要がある。 ○ 提供するサービスの実施に当たり、まず、民間との競合分野において、民間には担えない領域のサービスの提供を行うことを原則として、さらに、社会福祉事業団との役割分担、連携できる領域の検討を行うべきである。そのうえで、管理部門の強化やスケールメリットを勘案し、社会福祉事業団との統合を含めて両者のあり方について検討を進めるべきである。
団体の今後の方向性	<p>【引続き経営の効率化に取り組む団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 社会福祉法に基づき設置された団体であり、市における社会福祉事業の中心的役割を果たしてきた。法人運営に係る経費の多くが市からの補助金及び委託料により賄われていることから、より効率的・効果的な自立運営を目指すこととする。 ◎ 人材育成の観点からは、市派遣職員の引揚げに伴う管理職等の育成が急務であり、特に福祉分野においては、人材は大切な経営資源であることから、人材の育成に重点的に取り組むこととする。 ◎ 市派遣職員の引揚げを計画的に実施することから、これまで培われてきた法人経営のノウハウ等の継承について遺漏がないよう、十分な引継ぎを行うとともに、固有職員の確実な育成を進める。 	

団体の具体的取組

取組項目	経営計画に基づく経営	
内容	平成22年度から取組みを進める「強化発展計画」に基づく経営を行う。	
年次計画	平成26年度まで	
	経営計画に基づく経営	
取組項目	市派遣職員の引揚げ	
内容	平成24年度末までに、市派遣職員2人を引き揚げる（平成23年4月1日現在、2人派遣）。	
年次計画	平成24年度	▲ 2人
	▲ 2人	

社団法人相模原市シルバー人材センター

設 立	昭和63年4月	所管課	健康福祉局 保険高齢部 高齢者福祉課				
設立目的 (定款上)	センターは、働く意欲をもつ高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより高齢者の生きがいの充実及び福祉の増進を図り、もって高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。						
基本財産	0千円	市出資額 (市出資率)	0千円 (0%)				
役員及び職員 の状況 (H23.4.1現在)	役員数	常勤	2人	非常勤	23人	計	25人
		うち市OB	1人	0人			1人
		うち市職員	0人	1人			1人
	職員数	法人正規採用	市派遣職員	嘱託職員	計		
		7人	0人	14人	21人		
財政等の状況			平成19年度	平成20年度	平成21年度		
	経常利益(千円)		14,148	△9,607	4,072		
	管理費支出比率(%)		10.8	11.1	11.4		
	人件費比率(%)		9.6	9.9	10.2		
	補助金収入依存度(%)		11.1	10.6	10.6		
	正味財産(自己資本)比率(%)		20.9	16.7	19.7		
市の財政支出 の状況 (千円)	市補助金		131,562	125,772	111,817		
	うち事業費補助金		0	0	0		
	うち管理費補助金		131,562	125,772	111,817		
	負担金		0	0	0		
	委託料		1,479	1,437	1,463		
	指定管理料		7,034	6,930	4,195		
	貸付金		20,000	25,000	25,000		
	損失補償年度末残高		0	0	0		
	債務保証年度末残高		0	0	0		
外郭団体 検討委員会 提言の内容	今後のあり方	公益性を実現するため、経営改善に努めるとともに、一層の自立を図る					
		積極的に経営改善を実施し、自立した運営に向けた取組みを進められたい。					

	見直しの方向性等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組織面、財政面での自立運営に向けての取り組みの強化。 ○ 組織の統括体制、事務の効率化。 ○ 平成20年度をもって市派遣職員の引揚げが完了したことについては評価できる。今後は、法人採用正規職員の育成を充実するとともに、給与等の処遇について市準拠のままとすることなく、法人独自で構築することを前提として、正規職員の採用について検討を進めるべきである。
団体の今後の方向性	<p>【引続き経営の効率化に取り組む団体】</p> <p>◎ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された団体であり、今後、高齢化社会の進展とともに、その果たす役割はますます拡大していくものと考えられるが、現状では団体の会費収入も充分ではなく、自立した健全な経営がなされているとはいえない。当団体が果たすべき使命を強く認識し、受注機会の創出、増大に務め、会員の就労機会の拡大を目指すなど、更なる経営改善のための経営計画の見直しを行い、団体の自立運営を目指すこととする。</p>	
公益法人制度改革への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度に公益認定申請を予定 	

団体の具体的取組

取組項目	経営計画の見直し	
内容	平成24年度中に、経営計画を見直す。	
年次計画	平成24年度	平成25年度以降
	経営計画の見直し	経営計画に基づく経営

社団法人相模原市防災協会

設 立	平成9年4月	所管課	消防局 予防課			
設立目的 (定款上)	協会は、火災、地震等による災害から相模原市民の生活を守るため、消防及び防災に関する知識の普及及び啓発、調査及び研究、講習会の開催等を行うことにより、防火管理体制及び防災管理体制の強化の促進を図るとともに、災害に強い街づくりを目指し、もって社会公共の安全及び福祉の向上に寄与することを目的とする。					
基本財産	0千円	市出資額 (市出資率)	0千円			
役員及び職員の 状況 (H23.4.1現在)			常勤	非常勤	計	
	役員数			1人	11人	12人
		うち市OB		1人	0人	1人
		うち市職員		0人	1人	1人
	職員数	法人正規採用	市派遣職員	その他	計	
1人		1人	7人	9人		
財政等の状況			平成19年度	平成20年度	平成21年度	
	経常利益(千円)		△4	△4	△4	
	管理費支出比率(%)		34.0	33.6	30.8	
	人件費比率(%)		28.8	27.8	25.8	
	補助金収入依存度(%)		38.4	38.8	37.3	
	正味財産(自己資本)比率(%)		32.4	39.8	43.2	
市の財政支出の 状況 (千円)	市補助金		22,854	23,651	23,880	
	うち事業費補助金		2,260	1,737	2,387	
	うち管理費補助金		20,594	21,913	21,492	
	負担金		0	0	0	
	委託料		19,810	19,995	22,553	
	指定管理料		0	0	0	
	貸付金		0	0	0	
	損失補償年度末残高		0	0	0	
	債務保証年度末残高		0	0	0	
外郭団体 検討委員会 提言の内容	今後のあり方	公益法人としての役割、あり方や必要性等をより明確化する必要がある				
		<p>設立目的を達成するための具体的活動実態は、一定の評価をすところであるが、市消防局との組織の役割、あり方について明確化することが求められる。</p> <p>なお、明確化できない場合は、廃止を含めて法人のあり方の検討をされたい。</p>				

	方向性等 見直しの	○ 組織の役割、あり方（推進体制※法人形態を取らずとも消防局の組織体制の中で業務が可能とも考えられる）等を検討する。
団体の今後の方向性		<p>【団体の在り方について具体的な目標を定め取組みを進める団体】</p> <p>◎ 防災に関する講習会を開催する等、防災意識の啓発に向けた具体的活動実態の成果は認められるものの、市消防局との役割分担等を含めた、在り方の検討を進めており、その検討結果を踏まえて、課題の解決に向けた具体的目標を定め、経営の改善等に向けた取組みを進めることとする。</p> <p>◎ 経常収支上は毎年収支が均衡した経営がなされているが、法人運営に係る経費の多くが市からの補助金及び委託料により賄われていることから、市補助金の段階的な削減とともに、自主事業の拡大や会員の増加策、会費の増額等について検討を進め、一層の経営改善を進めることとする。</p> <p>なお、当団体は社団法人であることから、市派遣職員の引揚げが完了し、市補助金の削減が進められた場合には、市の指導、支援の対象団体ではなくなるため、自立した団体としての適切な管理運営体制が強く求められる。</p> <p>◎ 市派遣職員の引揚げを計画的に実施することから、これまで培われてきた法人経営のノウハウ等の継承について遺漏がないよう、十分な引継ぎを行うとともに、固有職員の確実な育成を進める。</p>
公益法人制度改革への対応		○ 平成23年度に公益認定申請を予定

団体の具体的取組

取組項目	社団法人相模原市防災協会の方針決定			
内容	平成23年度（上半期）に、経営改善目標を設定。平成23年度（下半期）から、平成25年度末まで経営改善の推進。平成26年度（上半期）に、外郭団体検討委員会による目標達成の評価・検証を行い、その結果に基づき、平成26年度（下半期）に団体の在り方を含めた方針を決定する。			
年次計画	平成23年度（上半期）	平成23年度（下半期） ～25年度	平成26年度（上半期）	平成26年度（下半期）
	経営改善目標の設定	目標達成に向けた経営改善の推進	目標達成の評価・検証	方針決定
取組項目	市派遣職員の引揚げ			
内容	平成24年度末までに、市派遣職員1人を引き揚げる（平成23年4月1日現在、1人派遣）。			
年次計画	平成24年度			
	▲1人			